教育委員会 平成29年度3月定例会会議録

- 〇時間 平成29年3月15日(水)9時30分開会、10時45分閉会
- ○場所 鎌倉市役所 402会議室
- 〇出席委員 齋藤委員長、下平委員、朝比奈委員、山田委員、安良岡教育長
- ○傍聴者 4人
- ○本日審議を行った案件

日程1

- (1)委員長報告
- (2) 教育長報告
- (3) 部長報告
- (4) 課長等報告

ア 平成28年度 教育センター事業報告について

イ 行事予定 (平成29年3月15日~平成29年4月30日)

日程2 議案第35号

鎌倉市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について

日程3 議案第36号

鎌倉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について

日程4 議案第37号

鎌倉市教育委員会施設管理規則の一部を改正する規則の制定について

日程5 議案第38号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

日程6 議案第39号

平成29年度 鎌倉市学校教育指導の重点について

日程7 議案第40号

平成29年度 鎌倉市の特別支援教育に関する考え方について

日程8 議案第41号

歴史的風致形成建造物の指定について

齋藤委員長

定足数に達したので、委員会は成立した。これより3月定例会を開会する。

私は8日から初めてこの席につかせていただいた。御迷惑をかけるかと思うが、精いっぱい務めるので、どうぞよろしくお願いする。

下平委員

委員長在任中は、本当に皆さんに温かな御支援、御協力をいただき感謝を申し上げる。引き続きどうぞよろしくお願いする。

齋藤委員長

本日の会議録署名委員を朝比奈委員にお願いする。

本日の議事日程は、御手元に配付したとおりである。

後ほど、日程の8、議案第41号「歴史的風致形成建造物の指定について」があるが、この件について、事務局から、市長部局の歴史まちづくり推進担当職員を出席させたい旨の申し出があったので、これを了承し、出席させているので、御承知おきいただきたい。

それでは、日程に従い議事を進める。

1 報告事項

(1) 委員長報告

齋藤委員長

先日、生活困窮者自立相談支援事業Spaceプラット大船に視察に行った。そこでは、勉強したり、まったりしたり、食事したりできる子どもたちの居場所になっている。保護者等のケアを非常に大事にしているということだ。地域の方々の協力もあって、順調に進んでおり、子どもたちが週に2回来て、明るい場所になってきているということであった。

また、第43回の市P大会が2月25日土曜日にあった。岩崎由純さんという、トレーナーズ スクエア株式会社の取締役社長からお話があった。現役教員時代に聞いていれば、子どもた ちへの接し方がもっと違ったかも知れないと思うようなお話であった。

「心に響くコミュニケーション・ペップトークとやる気を引き出す魔法の言葉」というタイトルであった。私も現役時代に、「魔法の言葉、魔法の言葉」とよく使っていた。魔法の言葉とは、「相手を傷つけず、やる気を起こさせる、元気を出させる、そんなよい言葉」ということであった。

このペップトークは、短く、分かりやすい肯定的な言葉を使う。そして、魂を揺さぶるような声掛けをする。例えば、「嘘をついてはいけませんよ。今度から気をつけましょうね」と言うよりも、「何々ちゃん、正直に話しましょうね」という語りかけが、人をその気にさせるということであった。

(2) 教育長報告

安良岡教育長

3月に入り、中学校で先週卒業式があった。教育委員の皆様には、各学校に御出席いただいた。今週17日金曜日には小学校の卒業式があるので、お祝いの言葉等お願いしたい。

3月24日が今年度の終業式になる。学校では今年度のまとめと、次年度に向けた準備を進めているところである。

(3) 部長等報告

教育部長

本市議会2月定例会については、去る2月8日から3月22日までの43日間の会期である。 まず、初日に一般質問があった。全体で4名の質問者がお立ちになったが、そのうち教育 部関連については2名である。千議員と上畠議員であるが、この上畠議員の2月8日の質問 の際に齋藤教育委員長に本会議に御出席いただき、質疑に加わっていただいた。

その後、2月15日から17日の3日間、代表質問ということで、これは各会派の代表が質問に立った。今年度から、この総括質問が新たに加わり、無所属議員の新年度予算に関する質問が、新たに実施されたところである。基本的に代表質問は会派の代表が質問に立つということになるが、無所属議員においても質問の機会を与えるということである。

代表質問は、鎌倉みらい、公明、鎌倉夢プロジェクト、みんなの鎌倉、神奈川ネット、公 正と法、日本共産党、竹田議員の総括質問と、8名の方が質問をされた。

いじめ問題や不登校の問題、今年11月から始まる中学校給食の問題、学校施設については 特にトイレの問題等の質問があった。

そして、2月20日に教育こどもみらい常任委員会があり、教育部については報告事項3件と、新年度予算の質疑があった。

報告事項の一つ目は、2か年で実施する大船中学校の校庭整備工事についての報告をした。 二つ目は、就学支援制度の一部改正である。小学校から中学校に入学するときには、制服 等いろいろな経費がかかる。現在は中学校に上がってから、そういった経費を後から支給し ている。中学校入学前に準備があるということを勘案して、この中学校の入学に際する就学 援助の部分については、前倒しし3月に支給する仕組みを新たに設け、実施をするというこ とである。

三つ目は、図書館の関係である。横浜市と図書館の相互利用の協定を結び、実施をする。

一般会計の予算については、特別委員会で付託されるが、常任委員会でも審議をされ、特 に特別委員会への意見の送付はなかったということになる。

そして、2月24日に、総務常任委員会に安良岡教育長と私が呼ばれ、公共施設再編計画のところで質問があった。今、庁内ではいろいろな計画が進んでいる。一つは新聞報道でもいろいろ出ていると思うが、この庁舎をどうするのかということについて、現在地での建てかえではなく、別の場所に新たな庁舎をつくるという結論になった。公共施設全体をどうするのかという議論で、学校、特に拠点校構想について、その部分をどう考えるのかという質疑を受けた。

3月3日、中間の本会議があった。議案第135号は、関谷小学校で起きた事故の損害賠償の件、議案第136号は、教育委員会の委員の選任についてである。この2件が教育部所管の議案

であり、両議案とも委員会に付託することではなく、本会議で即決という取り扱いになった。

3月8日からは、新年度予算の特別委員会審議が始まった。特別委員会は、各会派からの 代表で構成される10名の委員で構成されており、予算の費目の順番に質疑がされる。

先ほどの代表質問と同じように、いじめの問題、トイレの問題、特別支援の問題と、広範な質問を受けた。平成29年度の予算については、教育部については特に異論なしということであった。

そして、最後に予算に対する意見が採決される。吉屋信子記念館の一般公開拡大について と、学校建設基金の創設についての2件が、場合によっては予算の報告において意見が付さ れる可能性があるということである。

文化財部長

私から文化財部及び歴史まちづくり推進担当に関わる2月定例会議会概要について御説明する。合わせて、登録有形文化財の方針に関しても御報告する。

まず、一般質問だが、松中議員より、旧神奈川近代美術館本館の今後の活用及びその周辺、 特に平家池の遊歩道の整備などに関しての質問があった。

代表質問及び総括質問は、代表質問が4会派、総括質問が竹田議員からあった。

文化財部所管のものは、文化財のデータ関係のデジタル化、埋蔵文化財の調査体制の強化 に関してのものがあった。具体的な史跡として大町釈迦堂口遺跡、遺跡の政所跡の進捗状況 等の質問があった。

歴史まちづくり推進担当については、先般、開設に当たった条例制定について、当委員会 に御審議いただいた。

本日この後、整備の進捗状況を御視察いただくが、鎌倉歴史文化交流館の開設及びその管理運営について質問があった。担当の管理運営については、予算等審査特別委員会の議題になっているので、その折りに説明する。

続いて、2月20日に、教育こどもみらい常任委員会が開催された。ここでは平成28年度の 市指定文化財の追指定について報告し、了承をいただいた。そして、29年度の一般会計予算 についても御説明し、特に予算等審査特別委員会への意見はないということであった。

2月28日に開催された総務常任委員会においては、鎌倉歴史文化交流館条例の制定についてと、29年度一般会計予算の審議をいただいた。

条例の制定に関して、特に予算等審査特別委員会への送付意見はないということであった。 しかし、一部委員から、鎌倉歴史文化交流館と市長部局の歴史まちづくり推進担当が、教育 委員会から補助執行で事務を行うということに関して、教育委員会が主体となって、能動的 に運営すべきだという非常に強い御意見があった。このことを教育委員会にしっかりと伝え、 議論してほしいということであった。

一般会計予算については、特に送付意見はないということであった。

続いて、予算等審査特別委員会、文化財部及び歴史まちづくり推進担当の所管部門は3月 8日に審議が行われ、審議は鎌倉歴史文化交流館条例と予算であった。

条例については、7名の委員から質疑があった。

問題とされたのは、地域住民との約束である。静かな住環境を守っていくという配慮から、「鎌倉歴史文化交流館開館当初は日曜祝日を閉館とする」という部分について、かなり議論

があった。日曜祝日閉館は問題だ、といった意見が主流であったと思う。

2点目としては、総務常任委員会でも議論になったとおり、特命担当の歴史まちづくり推 進担当による教育委員会の補助執行ということで事務をとることについては、「やはり教育 委員会が直接行うべきではないか」という議論があった。

結論としては、この条例については、開館日、閉館日について利用者の利便性を考慮すべきであるという趣旨の付帯決議というものを検討するという委員会としての結論が出された。 意見としては、赤松委員から、管理運営について補助執行ではなく、主体的に教育委員会が行うべきという趣旨の御意見が付された。

29年度の一般会計予算に関して、質疑は8人の委員からあった。

主な内容として、野村総合研究所跡地に関して、現在は出土品の保管庫として使用しているわけであるが、その今後の活用についての質問等があった。

次に、大町釈迦堂口遺跡である。遺跡指定になっているが、これの今後の整備・対応に関する質問があった。

また、文化財総合目録のデジタル化について、昨年由比ガ浜で発見された石棺の現状等についての質問があった。

次に、歴史まちづくり推進担当の所管として、鎌倉歴史文化交流館、日本遺産に関しての 質問があった。

結論としては、意見として高橋委員から、文化財部に特化した総合計画の策定について、 文化財総合目録の再整備とデジタル化についての以上三つ、加えて大町釈迦堂口遺跡の周辺 整備に向けた体制整備については、前川委員からも同様の意見が付されている。

文化財部及び歴史まちづくり推進担当の2月審議会定例会の概要については以上である。 以前報告をしているが、この3月10日に御成小学校の旧講堂、吉田信子記念館、吉岡家住宅、 これらを登録有形文化財に登録すべきという答申が、国の文化審議会に出された。告示につ いては本年5月ごろになると考えている。また後ほど御成小学校旧講堂については御意見を いただきたいと思う。

(4) 課長等報告

ア 平成28年度 教育センター事業報告について

齋藤委員長

次に課長等報告に移る。

まず、報告事項のア、「平成28年度 教育センター事業報告ついて」報告をお願いする。

教育センター所長

報告事項ア、「平成28年度鎌倉市教育センター事業報告について」説明する。

議案集は1ページと、別冊「平成28年度 事業報告」の4ページをご覧いただきたい。

平成28年度の研修会等の概要をまとめた。総研修回数は59回で、延べ参加者数は1,719名であった。

5ページ中段をご覧いただきたい。幼児教育研究協議会を1月18日に開催した。184名とい

う多くの参加があった。全大会で平成28年度の幼児教育事業についての基調報告を行った後、 四つの分科会に分かれ、幼稚園・保育園・小学校からの実践報告と協議を行い、幼・こ・保・ 小の連携を深めることができた。

6ページをご覧いただきたい。平成28年度の研究会の活動内容を記載した。各研究員は鎌倉の教育のために、熱心な研究推進に取り組んだ。

- (3)児童生徒理解研究会と(6)幼児教育研究会が、本年度28年度、研究のまとめをして報告書を作成している。(3)児童生徒理解研究会は「人間関係づくり」の手法について、
- (6) の幼児教育研究会では幼・こ・保・小の学びの連続性について、それぞれ研究を進めてきた。

研究成果をまとめた報告書を各学校に配付するとともに、研究発表会を開催し、校長会でも周知するなど、その成果を学校の教育実践に生かしてもらうよう啓発に努めている。

続いて、7ページから10ページには各種研修会の報告を記載した。

(ア) 実践的な指導力向上のための研修について。今日的教育課題の解決に向けての市教育センター企画研修会は7ページから13ページに記載した。先生方が参加しやすいように、夏季休業中を中心に研修会を設定し、多くの先生の参加があった。また、各学校の要請に応じて、各学校を会場にして実施する学校支援研修会は14ページから20ページに記載した。「本校の研究を深めるテーマで大変勉強になった」、「児童理解を深める視点について、校内の教職員で共通理解を図ることができた」等の感想が寄せられている。

21ページをご覧いただきたい。 (イ) 基本研修として、市が実施した初任者研修会、1年経験者研修会、2年経験者研修会について掲載した。

初任者研修及び1年経験者研修について報告する。本年度の初任研対象者は26名であった。 初任者研修は、県立総合教育センターが主催する研修と、各学校における校内研修、鎌倉市 教育センターが行う研修がある。

鎌倉市教育センターが行う夏の宿泊研修は、台風接近のため実施できず、1日だけの研修になってしまったが、初任者の困り感に応えるために、「保護者とのよりよい関係づくり」をテーマに代替の研修を行った。

2月14日には、最後の初任者研修を実施した。安良岡教育長、教育部次長より、1年間の振り返りと教師としての必要な能力、資質についての講和の後、「児童生徒が主体的に学習を進めるために」をテーマに、グループに分かれて協議を行った。日々、教室で向き合っている児童生徒が何に興味・関心を示しているのか、注意事項がどの程度身についているのかを把握し、児童生徒が取り組んでみたいと心が動く課題設定をする等、深い教材研究とともに児童生徒理解が授業づくりのベースであることを、全体で確認することができた。

続いて、1年経験者研修について報告する。平成28年度の対象者は25名であった。研修の 内容は、指導主事が訪問しての研究授業と授業力向上のための選択研修、そして、各学校に おいての各自の課題解決研修である。

2月1日には、平成28年度鎌倉市1年経験者研修研究協議会を実施し、インクルーシブ教育に関する研修と、一人ひとりの課題解決に向けた取組に関するグループ協議を実施し、1年間の振り返りを1年経験者研修の仲間と共有をした。自分自身の課題や成果を整理し、他の研修者と意見交換をすることにより、自分の課題の解決に向けた新たな発見があったようである。

今後も「目の前の子どもたちとこれから出会う子どもたち」のために、「教員としての指導力、授業力、資質の向上」のための自己研修、研修会への参加の重要性について確認をし、 1年間の研修を終了した。

(ウ)鎌倉市教育指導員については、2月までに205回の派遣があり、延べ416人の教員への指導を実施した。

22ページには「教育情報事業」について記載した。各種発行物により、先生方への教育情報の提供や教育センター事業の広報活動に努めた。

23ページをご覧いただきたい。(1)では、県内の研究所連盟等の連携事業、(3)には、市庁舎見学等の一覧についてまとめてある。

24ページは、相談室事業について掲載し、25ページ以降には、平成29年1月31日現在の相談室の利用状況についてまとめた。2月・3月については、現在集計作業中である。5月の定例会にて報告する。

- (1) 相談人数と件数等であるが、1月末現在、相談者は307人、延べでは1,696件の相談があった。前年同期と比べて相談人数は増加、延べ件数は減少している。
- (2)の学職等別相談対象者の内訳であるが、307人のうち、小学生が150人(48.9%)で、中学生が109人(35.5%)となっており、前年度に比べると中学生の相談の割合がやや減少している。
- (4) 相談内容の内訳で、最も多いのは例年と同じく「不登校・登校しぶり」の105人で全体の約3分の1を占めている。

27ページの(6)教育支援教室「ひだまり」の通室状況をご覧いただきたい。

平成29年1月末日の登録者は9名で、中学生が8名、小学生1名となっている。そのうち、中学校3年生の登録者が5名で、在籍校と連携をとり、5名全員の進路が決定している。

また、冬季休業中には、ひだまりにおいて、不登校児童生徒の学習支援・個別相談を行った。参加した生徒のうち一人は、その後、ひだまりへの通室につなげることができた。

学校では解決が難しいようなケースも増えてきている。毎月定期的にケースの支援方針について確認するケース会議を心理や精神科医のスーパーバイザーを交えて開催したり、スクールソーシャルワーカーを派遣して関係機関の連携等環境の整備を行ったりする等、きめ細やかな支援ができるように取り組んだ。

以上で、平成28年度教育センター事業報告を終わる。

質問・意見

下平委員

1件確認である。25ページの相談人数と件数で、4月が71名で一番多い。その後、だんだん相談人数が減ってくるのだが、これは新年度における不安があって、その人たちの不安が解決していったために減っているという、よい傾向の表れなのか。

さらに、不登校・登校しぶりが多かったということだが、新年度を迎える4月の段階でも、 そういった相談が一番多いのだろうか。

教育センター所長

一つ目についてお答えする。4月の相談者が多いのは、実は一番上の行の相談対象者は、その年度の新規の相談者のカウントになっている。上から4行目の延べ相談のところの人数をご覧いただくとお分かりになるかと思う。4月は71名になっている。そして、5月に同じ方が相談をされても、相談対象者一番上の行のところでカウントをせずに延べのほうでカウントをする関係で、4月が71と多くなっているが、これは年度当初の不安等そういったことではないと考えている。

不登校については、実際には年度当初というよりも、その後になって増えているという傾向が挙げられる。

安良岡教育長

13ページの臨時的任用職員の研修会を教育センターでやっていただいて、大変助かっている。臨時的任用職員の研修の機会は、今まで学校の中だけでしかなかったのができたのでありがたい。一回だけではなく、さらに回数を増やしていければ、という思いもあるので、検討していただければと思う。

また、最後の26ページの今年度の利用状況を見て欲しい。相談内容で、それぞれ学職別、 延べ人相談件数、相談者別相談内容というのがあるが、「いじめと不登校」のところで、い じめの15人本人と書いてあるのは、これは小学生か中学生か分かるか。分からなければ、ま た後ほどで結構である。

教育センター所長

今、データが手元にないので後ほどお答えしたい。

齋藤委員長

では、後ほどまたよろしくお願いする。

その場、その場に応じた形で、今現在の課題について研修をしてくださり、この冊子を見て改めてありがたいと思っている。

「何々の研修会に出て、自分はどういう状況であったが、今日はとてもよい勉強になった。 また、明日から頑張っていけそうです。」という声を聞くこともできた。また、授業内容に ついて悩んでいる若い先生方が、こうするとよいという目安を感じることができたという、 素晴らしい成果を聞いているので、また今後も計画を緻密に立てていただきたい。

(報告事項アは了承された)

イ 行事予定(平成29年3月15日~平成29年4月30日)

齋藤委員長

次に、報告事項のイ「行事予定について」、記載の行事予定について特に伝えたい行事等 があればお願いする。

教育部次長兼教育総務課担当課長

本日以降4月30日までの行事予定については、議案集の2ページから4ページに記載のと おりである。

まず、訂正をお願いしたい。2ページの7番目、教育課題研修会第1回目であるが、こちらの備考にあるテーマが「いじめって何ですか」というテーマに変わった。講師の方は、こちらのジェントルハートプロジェクトの方の理事は変わらないが、小森みどり様になった。

主な行事であるが、2番、かまくらこどもコンサートである。今週の事業であるが、公募による小学生の合唱団と、かまくらジュニアオーケストラとのコラボレーションによる公演である。公募で参加をした55人の小学生が今、練習を積んでおり、いよいよ披露の場を迎えるということである。合唱の指導については、教育センターの市川所長がボランティアで務める。観覧は自由であるので、参加いただければと思う。

3番目の「鎌倉の伝統文化を体感する~流鏑馬~」は、昨年から鎌倉観光協会の御協力により実施をしている事業である。今、参加者の小中学生募集をしている。

文化財部次長

32番、講座「若手学芸員による「愛しの仏像」トーク!」は、県立歴史博物館と鎌倉国宝館の彫刻担当の学芸員が、講座とフリートークを行うものである。

2月15日号の広報かまくらで、定員40名で募集を行った。仏像関係は大変人気があり、応募が109名と、定員の約3倍近くあった。大勢の方が落選になってしまったので、来年度の6月、7月ごろにまた開催できるよう、鎌倉国宝館で検討している。

35番には「日本遺産いざ鎌倉フォーラム」とある。平成28年7月、約1年前になるが、「『いざ、鎌倉』~歴史と文化が描くモザイク画のまちへ~」が日本遺産に認定された。これに関して、フォーラムを3月26日、商工会議所地下ホールで開催予定である。これは2部構成になっており、第1部は、基調講演で、歴史的風致維持向上計画協議会の委員でもある赤松先生に御講演いただく。鎌倉文学館の富岡館長には、鎌倉文士というようなテーマで御講演いただく予定である。その後、第2部として、座談会を開く。これは市長と第1部の講師のお二人と座談会という形で実施する。

質問・意見

下平委員

今の「愛しの仏像」トークだが、109名の方、興味を持って応募をしてくださって非常にありがたいことである。残念ながら希望したのに参加できない方が多かったということで、次回開催予定と伺ったが、今回落選してしまった方に「次回、いつやります。御都合がついたらどうぞ」といった案内ができるのか。それとも全く、また一からの応募になってしまうのか、お伺いしたい。

鎌倉国宝館副館長

今、質問いただいた落選した方への案内についてだが、落選した方に通知というよりは、 フラットな形での募集とする予定である。ただ、できるだけ幅広く、皆さんにご覧いただき たい。また、例えば過去当選している方は当選しないようにさせていただく等、そういった 形で公平性を確保しようと検討している。

下平委員

応募した方が次に触れる機会がなくて参加できなかったことによって、足が遠のいてしま うのはすごく残念だと思う。以前にも、非常に応募者が多かったというケースがあった。今 後もこういったことが続くようであれば、今回来られなかった方に次のチャンスをという形 で繋げていけるとよい気がする。

鎌倉国宝館副館長

今の御意見を承り、回数を増やすことで、より幅広く皆様にこうした経験をしていただけるように検討する。

山田委員

より鎌倉を知っていただくよいチャンスだと思う。大変だが、配慮をお願いする。

安良岡教育長

図書館の本のポップ大賞は4月中に実施する予定なのか。小中学生が、本を読んで、「どのように紹介したらよいか。どうすれば興味を持ってくれるのか」と、アイデアを出して作っている。日程が分かれば早めに教えていただきたい。

中央図書館長

未定と書いてあるが、実は、3月現在、中央図書館で始まっている。岩瀬中学校、腰越中学校、手広中学校、西鎌倉小学校から、25作品が集まり、その作品を今展示してあり、投票していただいている。

安良岡教育長

それは、いつまでか。

中央図書館長

3月いっぱい行っている。

(報告事項イは了承された)

2 議案第35号 鎌倉市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について

齋藤委員長

次に日程の2、議案第35号「鎌倉市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則の制定 について」を議案とする。議案の説明について、お願いする。

教育部次長兼教育総務課担当課長

日程第2、議案第35号「鎌倉市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について」、提案理由を説明する。

議案集の5ページから12ページをご覧いただきたい。

本規則は、教育委員会の事務局及び教育機関の組織及び事務の分掌に関し必要な事項を定めたものである。今回の一部改正は、「鎌倉市事務分掌規則」の一部改正及び鎌倉歴史文化交流館の設置に伴い、事務分掌の追加や文言の整理等を行うものである。

まず、「鎌倉市事務分掌規則」の一部改正に伴う改正内容を説明する。

9ページの新旧対照表をご覧いただきたい。

現在、「鎌倉市事務分掌規則」において、職員課の事務分掌として、「職員の給与、旅費及び退職手当についての事項」が定められている。このうち旅費については、支給額の確認・決定等は出張命令を兼ね各部各課で行っている。このような実情に合わせ、事務分掌を「職員の給与及び退職手当についての事項」と「旅費に関する総括についての事項」に分ける改正が予定をされている。

一方、「鎌倉市教育委員会事務分掌規則」においては、第4条の表の教育部の部教育総務 課の項第9号として「職員の人事、給与及び研修についての事項」を規定するのみで、退職 手当及び旅費についての規定がなかった。このため、退職手当及び旅費についての事項を加 えた上で、第9号として職員の人事及び研修についての事項、第10号、職員の給与及び退職 手当についての事項、第11号、旅費に関する総括についての事項として規定することとする。

これに伴い、現行の第29号を第31号とし、10号から28号まで2号ずつ繰り下げる。

続いて、鎌倉歴史文化交流館の設置に伴う改正内容であるが、議案集の8ページの新旧対照表のうち、第3条の表、文化財部文化財課の項の中で、「博物館機能等整備推進担当」を「歴史文化交流館担当」に改める。

次に、議案集11ページに移り、鎌倉歴史文化交流館を教育機関として定めるため、第13条 を改正する。

鎌倉歴史文化交流館は文化財部文化財課に所属し、観覧料等の徴収等についての事項、施設の管理についての事項など、第1号から9号に記載の事務を分掌する。

副館長を置くほか、必要に応じ、業務主事、主事、その他の職を置くことができることと し、それぞれが上司の命を受け、担当の事務もしくは業務の処理等を行う。

この規則の施行日は、平成29年4月1日とする。ただし、第3条の表、文化財部文化財課の項及び第13条の改正規定は、鎌倉文化歴史交流館条例の施行の日から施行することとする。

質問・意見

なし

(採決の結果、議案第35号は、原案どおり可決された)

3 議案第36号 鎌倉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について

齋藤委員長

次に日程の3、議案第36号「鎌倉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定 について」を議題とする。議案の説明についてお願いする。

教育部次長兼教育総務課担当課長

議案第36号「鎌倉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について」、提 案理由を説明する。

議案集の13ページから18ページをご覧いただきたい。

改正の内容としては、鎌倉歴史文化交流館の設置に合わせ、先ほどの鎌倉市教育委員会事 務分掌規則の改正に伴い、当規程を、その内容に整合させるものである。

議案集15ページの新旧対照表をご覧いただきたい。改正箇所はアンダーラインで表示している。

第2条2号及び第3号中「代つて」を「代わって」という、「わ」を入れて「つ」を小文字に変えている。

第2条9号では、担当係長等の職を定めており、鎌倉市教育委員会事務分掌規則のうち、 担当係長級の職についての規定を引用している。今回、鎌倉歴史文化交流館の設置に伴い、 事務分掌規則を一部改正し、鎌倉歴史文化交流館の職について規定をすることから、「第13 条第3項第1号に規定する副館長」を追加をする。

また、23年3月の事務分掌規則の一部改正に伴う引用規定の整理を行っていなかったため、 第12条第3項第1号を12条第4項第1号に変えている。

続いて、16ページをご覧いただきたい。現在、教育総務課の課長については、担当課長であるため、別表第1(2)人事関係の表、任免の部採用の項及び同表服務の部職務に専念する義務の免除の項中「教育総務課長」を「教育総務課担当課長」に改める。

続いて、18ページをご覧いただきたい。これまで、職員の出張にあっては、市内・市外等で専決区分が異なっていたが、職員課の鎌倉市事務決裁規程の改正内容に合わせ、専決区分を統一するものである。

部中、市内出張、市外出張に分けていたものを、「出張」に改める。

出張欄の専決区分については、「次長等」と「課長等及び課長代理等」「課長補佐以下」 に改める。

また、同表の表以外の部分については、(1)は鎌倉市事務決裁規程の表記に合わせる。

(2) は、教育総務課の事務処理の現状に合わせ、文言の整理を行う。

この規程は、庁達の日から施行する。ただし、第2条第9号の改正規定(「及び第13条第3項第1号に規定する所長」を「並びに第13条第3項第1号に規定する副館長」に改める部分)については、鎌倉歴史文化交流館条例の施行の日から施行する。

質問・意見

下平委員

鎌倉歴史文化交流館に係ることに関しては、それができることによって変更と理解するが、 その他の変更に関しては、現状の事務処理上の状況と合わせるための変更と考えてよろしい か。

教育部次長兼教育総務課担当課長

16ページ、17ページの右側の欄、今回改める項だが、改正後のアンダーラインが引いてある「教育総務課担当課長」が2か所、これは現状の呼び方に改めるということである。

ページ戻って15ページの第9号の担当係長のところの「12条第3項」を「第4項」に変えるというのは、これは前回の事務分掌規則の改正に伴うところで、残ってしまっていたものを変えるという内容である。

(採決の結果、議案第36号は、原案どおり可決された)

4 議案第37号 鎌倉市教育委員会施設管理規則の一部を改正する規則の制定について

齋藤委員長

次に日程の4、議案第37号「鎌倉市教育委員会施設管理規則の一部を改正する規則の制定 について」を議題とする。議案の説明についてお願いする。

教育部次長兼教育総務課担当課長

議案第37号「鎌倉市教育委員会施設管理規則の一部を改正する規則の制定について」、提 案の理由を説明する。

議案集19ページから22ページをご覧いただきたい。改正の内容としては、鎌倉歴史文化交流館の設置に合わせ、当館を教育委員会の施設として加え、また、鎌倉市の組織の現況に合わせ文言の整理を行うものである。

議案集21ページをご覧いただきたい。第2条第2項において、教育委員会の施設が列挙されているが、ここの第6号に鎌倉歴史文化交流館を追加する。

続いて、議案集22ページをご覧いただきたい。鎌倉歴史文化交流館の管理責任者であるが、 文化財課の二人の担当課長のうちの一人が担当するため、「文化財課の課長等」とする。

同様に、鎌倉生涯学習センター等の管理責任者についても、現在は教育総務課に二人の担 当課長がいるため、「教育総務課の課長等」に改めることとする。

なお、この規則は、鎌倉歴史文化交流館条例の施行の日から施行する。

質問・意見

なし

(採決の結果、議案第37号は、原案どおり可決された)

5 議案第38号 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

齋藤委員長

次に日程の5、議案第38号「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」を議題

とする。議案の説明についてお願いする。

学務課担当課長

日程第5、議案第38号「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」、提案の理由の御説明をする。

議案集に表記誤記があり、訂正とおわびを申し上げる。27ページをお開きいただきたいと思う。左端の整理番号の部分であるが、上段の部分、最後の21番と、下段の中学校の部分の最初の21番が重複していた。正しくは下段の中学校が22番から始まり、以降、一つずつ繰り下げて、最後の手広中学校のところが、整理番号29番が30番となっている。

議案集23ページから28ページをご覧いただきたい。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師については、学校保健安全法第23条の規定に基づき委嘱しているが、現在、委嘱している者の任期が平成29年3月31日をもって満了する。このため、新たに平成29年4月1日から平成33年3月31日までの4年間の任期で、別添の名簿のとおり公益社団法人鎌倉市医師会、一般社団法人鎌倉市歯科医師会及び鎌倉市薬剤師会からの推薦を受けた者、学校医83人、学校歯科医30人、学校薬剤師25名を委嘱しようとするものである。

質問・意見

なし

(採決の結果、議案第38号は、原案どおり可決された)

6 議案第39号 平成29年度鎌倉市学校教育指導の重点について

齋藤委員長

次に日程の6、議案第39号「平成29年度鎌倉市学校教育指導の重点について」を議題とする。議案の説明についてお願いする。

教育指導課長

日程6、議案第39号「平成29年度学校教育指導の重点について」説明をする。

2月定例会において、「平成29年度学校教育指導の重点」(案)について説明をし、御意見をいただいた。改めてポイントを確認したいと思う。

別紙資料「平成29年度学校教育指導の重点」をご覧いただきたい。

テーマについては、いただいた御意見を参考に、指導の重点を昨年同様「小・中学校での 滑らかな接続と「生きる力」を育む教育課程の編成」とし、副題に~人間性を高め豊かな学 びを実現する教育課程の編成~を追記のうえ、重視していく。

次に、中の見開きの部分をご覧いただきたい。

4つの重点項目のうち、一つ目の項目は「自ら学ぶ意欲や態度の育成」を「主体的に学ぶ 態度」と変更した。その他の項目については、昨年と同様とした。

また、取組内容は、検討した結果、精選した形で提示することとした。取組内容と関連づ

けながら、各学校の創意工夫において新しい学習指導要領を意識したカリキュラムマネジメントを実現し、反映をし、具現化を図りたいと考えている。

なお、関連事業及び最終のページについては、平成29年度の予算の議会議決後、決定とする。御検討をよろしくお願いする。

質問・意見

安良岡教育長

最初の教育指導の重点のこの最初のところだが、「平成28年12月に答申がまとめられました」と始まっているが、この3月に答申がまた出されるとなると、この改定に向けての答申というのは、少し古くなってしまうのではないか。学校に配るときには、新しい学習指導要領が示された中でこれを受け取るので、それに対応するような工夫をしたほうがよいと思う。新しい学習指導要領を私どもが読み取って、学校側はそれに合わせて、これから課題として取り組むべきことは何かということを、もう少しつけ加えられるとよいと思っている。

教育指導課長

ただいま教育長から御指摘いただいた部分については、文言等の修正をして出していくことを考えている。

山田委員

細かい部分であるが、各種支援事業のところ、例えば県内の横浜国大等、いろいろあると 思うので、もう少し幅広い大学からのインターンシップを受けられるとよいと思うが、それ は何か考えられるか。

教育指導課長

インターンシップについては、鎌倉女子大学と提携しているということで、こちらのほうに記載している。ここには書いていないが、スクールライフサポーターということで、いろいろな大学の学生に、現在も小学校、中学校に入っていただいて、サポートをしていただいているという実績がある。今のところインターンシップについては、鎌倉女子大学という形で行っているが、そのあたりは整理していきたいと思う。

(採決の結果、議案第39号は、原案どおり可決された)

7 議案第40号 平成29年度鎌倉市の特別支援教育に関する考え方について

齋藤委員長

次に日程の7、議案第40号「平成29年度鎌倉市の特別支援教育に関する考え方について」 を議題とする。議案の説明についてお願いする。

教育指導課長

日程7、議案第40号「平成29年度鎌倉市特別支援教育に関する考え方について」、説明する。議案集は、30ページから34ページになる。

2月定例会において、「平成29年度鎌倉市の特別支援教育に関する考え方」(案)について説明し、御意見をいただいた。

基本的な内容は変えず、文言の整理をした。

なお、具体的な支援の内容例を示しているところもあるが、5の人的支援については、人数等が○印、ページ数でいうと議案集の33ページになるが、人数等が○印になっている。平成29年度の予算が確定したところで、そこについては記入したいと考えている。

今後は、年度初めに全教職員に配付し、内容の確認・周知を図りながら、子どもたちの教育的ニーズを把握し、個に応じた支援を行っていく。

質問・意見

安良岡教育長

支援シートは、学校で先生方がどのくらい理解を持って学校で取り組んでいるのかを紹介 していただきたい。支援シートは、学校と家庭と連携して進めていく上では大切なものになってきていると思う。

教育指導課長

基本的に特別支援級については、全児童生徒に対する作成を基本としているところであるので、ほとんど作成できていると思う。ただ、通常級については希望者ということになっており、担任の先生からの働きかけ、保護者との協力が必要となっている。そのため、担任からの働きかけで行われていることであるので、きちっとした数字をこちらのほうではまだ把握できていない。

齋藤委員長

5番の学級介助員及び学級支援員等の派遣についてという部分だが、できるだけ数多く時間も多く配置できるように御尽力いただけたらと思っている。一人の子どもに云々よりも、全体、それ以外の子どもにもかかれる時間があると、より教育効果が高まるのではないかなと切に思うので、よろしくお願いしたい。

教育指導課長

学級介助員については、現在、33名配置していただいているが、来年度は35名を予定しているところである。

また、この学級支援員は人数が大体80名から100名ぐらいかかっていただいているところではあるが、人数ではなく時間で配置となっている。今年から時間数も1万1,000時間ということで、来年度も同じだけの時間数を配置している。この時間数については、学校からもかなり多くしていただいていると評価していただいているところであるので、来年度もそのような形で予算をつけられるよう申請していく。

齋藤委員長

昨年度に続いて、できるだけプラスになるように祈っている。

(採決の結果、議案第40号は、原案どおり可決された)

8 議案第41号 歴史的風致形成建造物の指定について

齋藤委員長

次に日程の8、議案第41号「歴史的風致形成建造物の指定について」を議題とする。議案の説明についてお願いする。

歴史まちづくり推進担当担当課長

議案第41号「歴史的風致形成建造物の指定について」御説明をする。

議案集は35ページから43ページ、また、委員の皆様にはカラー版のパンフレットも合わせて配付している。

本日は、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」通称「歴史まちづくり法」と呼んでいるが、それに基づき、「御成小学校旧講堂」を「歴史的風致形成建造物」に指定することについて、鎌倉市教育委員会の意見及び同意を得るため、議案として提出した。それでは、議案集の41ページ、委員のお手元に配付いたしたパンフレットは1ページをご覧いただきたい。

市では、歴史的遺産と共生するまちづくりの実現に向けた取組の一つとして、「住み続けたい、住んでみたい、訪れたい」と思えるまちづくりの基盤を整えていくことを目的として、「鎌倉市歴史的風致維持向上計画」、通称「歴まち計画」こちらを策定いたし、平成28年1月に国の認定を受けた。

この「歴まち計画」では、歴史上価値の高い建造物と、その周辺における人々の伝統的な活動が続けられている良好な市街地環境を「歴史的風致」と定め、この歴史的風致の維持向上を図っていくために、計画のほうに25の構成事業を登載し、平成28年度から事業を推進している。

議案集の42ページ、パンフレットは3ページに記載のとおり、「社寺における祭礼・行事にみる歴史的風致」、これを基盤として、六つの歴史的風致を定めている。

また、歴史的風致の維持向上のための施策を重点的かつ一体的に推進する区域として重点区域を定めている。

この重点区域によって、推進する構成事業の一つに「歴史的風致形成建造物保存整備事業」 があり、この事業の内容は、歴史的価値の高い建造物を「歴史的風致形成建造物」に指定し、 その保存活用を図るために、内装の修理とか外観の修繕を含めた整備を実施しているもので ある。

現在、議案集の43ページ、パンフレットは6ページに記載のとおり、「御成小学校旧講堂」 を含めた、公共施設である建造物を9件、指定候補にしている。

建造物の指定に当たっては、景観重要建造物、景観重建築物等及び文化財等に指定あるいは登録されているもの、または今後確実に指定あるいは登録されるものを対象に、当該建造

物の整備等の事業計画、こちらを踏まえて総合的に判断し、歴まち計画の計画期間である平成28年度から平成37年度までの10年間で指定候補の9件について、順次指定を行っていく方針としている。

歴史的風致形成建造物に指定されると、建物の修理・復元等を行う際に、国庫補助制度の対象メニューが拡張されることや補助率が嵩上げされるなどの優遇措置を受けることができる。ただし、この指定をするだけで補助金の採択が確約されるというものではない。しかし、補助金の対象範囲を広げることや優遇措置を受けるために、事前の準備としてベースを整えることが重要であると考えている。

そこで、今回は、国の文化審議会文化財分科会から、3月10日に登録有形文化財に登録する旨の答申を得た建造物であり、かつ後期実施計画の重点事業として整備計画が位置づけられている「御成小学校旧講堂」を歴史的風致形成建造物に指定しようとするものである。

歴史まちづくり法の第12条第2項の規定では、歴史的風致形成建造物を指定しようとするときは、あらかじめ教育委員会の意見を聞くとともに、施設の管理者に協議をし、同意を得なければならないと定められている。

そのため、意見の聴取に関しては、文化財保護法第2条第1項に規定する登録有形文化財に該当すると認められるかどうか、また、施設管理者として指定に同意をいただけるかどうかをお伺いするものである。

質問・意見

山田委員

この歴史的風致形成建造物に指定されるデメリットや、何か制約のようなものは発生して くるのか。また、所有者は変えられるのか。

歴史まちづくり推進担当担当課長

デメリットではないと思うが、こちらの歴史的風致形成建造物に指定されると、歴史的風 致の維持向上をこちらに寄与する歴史的価値の高い建造物であるので、その保全に支障をき たさないように適切に管理する義務がある。所有権に関しての制限はない。

登録有形文化財の指定がされているものについては、歴史的風致形成建造物に指定ができることになっている。その登録有形文化財としても、建物の外観などの改修・整備は可能ということになる。

下平委員

補助金の制度が確定するのは後日で、先ほど5月ぐらいだと想定されるということだが、 補助金等がはっきり決まるのが5月という理解でよろしいか。

歴史まちづくり推進担当担当課長

この歴まち計画について、国土交通省の補助金を活用していくが、この歴史的風致形成建造物に指定されることによって、補助金の対象になるというものではない。例えば3分の1の補助率が、指定されることによって2分の1にかさ上げされるという優遇措置がある。し

かし、要望をしても採択されない場合には、獲得できないこともある。

朝比奈委員

市がいろいろと建物を取得したはよいが、活用がままならなくて、維持管理が大変であるとよく聞く。何に使うかに関して、どのような形で規制や制限があるのか。私が聞いた話では、前の所有者の方の意思がいまだに反映されていて、「こういったことには使えない」と言うために、使いづらい状況が続いているところがあるように伺ったがいかがか。

歴史まちづくり推進担当担当課長

歴史的価値の高い建造物を保全するという目的があり、その活用方法等は限定されていない部分がある。ただ、活用方法いかんによっては、国土交通省の補助金が出る、出ないという採択の条件に関わっていく。

朝比奈委員

補助制度は多分そうだと思うが、建物を維持するのに、持て余しているように見える部分がある。こういったところで、もう少し自由な発想で展開できるとよいのにと思うことがある。予算問題もあるが、何かに束縛されて使いづらいということが取っ払えたらよいのにと思った。

文化財部長

朝比奈委員からの御指摘だが、確かに本市としては、歴史的な建造物を寄付いただいて、 市で活用していきたいと思っている。御指摘のように、旧所有者の方から、寄付していただ くときに、「このように使ってほしい」という希望もあり、そことの整合性は非常に悩まし い問題だと考えている。

我々としても、歴史的遺産で構成するまちづくりを進めていく中で所管の部局と、旧所有者の意向を尊重しつつ、調整をしながら、よりよい方向で探っていきたいと思う。

下平委員

登録有形文化財として御成小学校旧講堂と吉屋信子記念館が指定されたということだが、 今回、歴史的風致形成建造物として指定するのが御成小学校旧講堂となっている。この経緯 と吉屋信子記念館がこの先どうなるのかを伺いたい。

歴史まちづくり推進担当担当課長

御成小学校旧講堂については、鎌倉市の後期実施計画の重点事業となっており、平成29年度は指定に入っていると、この整備が進められている。吉屋信子記念館については、後期実施計画の重点事業には入っていないので、平成29年度から平成31年度までは整備がなされない。平成32年度以降に整備の計画を立てて進めていくことになると考えている。整備計画が位置づけされたら、そのタイミングに合わせて、この歴史的風致形成建造物の指定を進めていきたい。

朝比奈委員

構成事業のところにある地図の左上、北鎌倉県道沿い歩行空間整備事業というのは、具体的に何か。

歴史まちづくり推進担当担当課長

踏切のところにある、建長寺のところまでの歩道の整備状況を考えている。ただ、セットバックと合わせていかなければならない事業であるため、今のところは道路課のほうでは平成32年度以降にこの事業を進められるような形で協議を進めていきたいと聞いている。

朝比奈委員

学生の通学路で結構はみ出していて、危ない通りなので、実現できるようにお願いしたい。

山田委員

「建造物の指定は、年に1か所」など、申請に何か決まりがあるのかということと、今後、 段階的に申請する予定か、教えていただけるか。

歴史まちづくり推進担当担当課長

こちらから申請するのではなく、鎌倉市長が指定するものであり、特に制限というものはない。先ほど、整備の計画が変わっており、その概要に合わせて平成28年度から平成37年度の10年間で9件を指定しようと考えている。

安良岡教育長

御成小学校旧講堂については、学校施設として保存・活用する方向で、今、準備を進めているところである。この登録有形文化財の告示がされたら、ぜひ、市長にはこの歴史的風致形成建造物としての指定について進めていただければと思う。

歴史まちづくり推進担当担当課長

教育委員会のほうでも、登録有形文化財に認められるとのご意見をいただいて、施設管理者としての同意をいただけたら、事務手続として市長の決裁を得て登録を考えている。3月10日に審議会から答申をいただいた。その答申をもって、市長が特に必要と定めるものという形で登録、歴史的風致形成建造物の登録についての指定の手続を進めていきたいと考えているので、よろしくお願いしたい。

(採決の結果、議案第41号は、原案どおり可決された)

齋藤委員長

以上で本日の日程は全て終了した。それでは、これをもって3月定例会を閉会する。